

国民健康保険制度の県内統一化に伴う国の国庫負担増額を求める意見書

国民健康保険制度は、すべての方が安心して医療を受けられる社会を支える大切な制度です。平成 30 年度からは都道府県が財政運営の主体となり、制度の安定化が図られてきましたが、現在進められている保険税(料)率の県内統一化により、地域ごとの実情に応じた柔軟な運用が難しくなってきております。

特に、本市のように高齢化が進み、農業に従事する方が多い地域においては、保険税(料)の急激な上昇が住民の暮らしに大きな影響を与えることが懸念されています。また、地域によって医療機関へのアクセスや人口構成も異なり、一律の制度運用では不公平感を招く可能性もあります。

しかし、国民健康保険制度が抱える構造的な問題に加え、少子高齢化の進展や昨今の物価上昇の影響など社会的・経済的要因により、安定的運営が困難な状況が続いています。特に被保険者数の減少は顕著であり、人口減少や定年延長、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより年々、減少していることに加え、新たな国の施策である社会保険適用事業所の拡大は、被保険者を減少させています。

こうした状況は保険税(料)収入の大幅な減少を招いております。そのため、保険税(料)を基本とする国保財政を維持するとともに、赤字解消を進めるためには、従来からの財政支援に加え、こうした新たな構造的な問題に対する対策を講じることが必要であると考えております。

こうした中で、国民健康保険制度が引き続き安心して利用できるものであり続けるためには、国の積極的な支援と配慮が必要です。全国の自治体においても、制度全体の持続可能性や公平性を確保するため、様々な課題が指摘されており、国の役割がこれまで以上に重要になっています。

よって、国民皆保険の中核となる医療保険としての国民健康保険制度の安定化に向けて、下記の事項について強く要望いたします。

記

- ・ 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 7 年 9 月 30 日 議決

甲 州 市 議 会